

広島高速自家発電設備その他点検整備業務 条件明示書

1. 業務の積算について

(1) 積算基準

- 1) 電気通信施設点検業務積算基準（案）（国土交通省 令和2年11月）
- 2) 電気通信施設点検(保守)業務積算基準の運用（案）（国土交通省 令和4年3月）

(2) 労務単価

- 1) 公共工事設計労務単価（広島県 令和7年3月）

(3) 資材単価

- 1) 物価資料（建設物価、積算資料）（令和7年8月）

2. 安全費について

(1) 安全施設等に要する費用は、次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{労務費}) \times (\text{安全費率}) \quad (\text{安全費率: 2.5\%})$$

3. 機械経費について

(1) 自家発電設備点検整備中の停電対策として、仮設発電機（燃料及びケーブル等含む）の費用を見込む。

4. 技術管理費について

(1) 技術管理費に要する費用は、次式により算出する。

$$(\text{技術管理費}) = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{賃金}) + (\text{機械経費}) \} \times (\text{技術管理費率})$$

(技術管理費率: 10.0%)

5. 関連業者について

本業務と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な履行に努めること。

また、公社保安規程にて定める電気主任技術者に意見を伺い業務を遂行すること。

その他関係者として、以下を見込んでいる。

- (1) 公社保守業者（自家用電気工作物点検業務・電気通信設備保守点検業務等）
- (2) 公社交通管制業者
- (3) 公社が発生する工事または業務の施工業者
- (4) その他の施工業者